ペルー、メキシコ、ハワイ諸島			
三十五　イタリア、英国、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ポーランド、アルジェリア、エチオピア、モロッコ、リビア	えんどう及びそらまめの種子であつて栽培の用に供するもの並びにアルファルファ、いんげんまめ、えんどう、きばなのはうちわまめ及びそらまめの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Pea early-browning virus*に侵されていないことが特記されていること。	方法による検査が行われ、かつ、*Maize chlorotic mottle virus*に侵されていないことが特記されていること。
三十六　中華人民共和国、イスラエル、トルコ、ヨルダン、イタリア、オランダ、ギリシャ、メキシコ	とうがらし及びトマトの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供し得るもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Tomato brown rugose fruit virus*に侵されていないことが特記されていること。	
三十七　インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、パキスタン、	あまめしば、いぬほおずき、エクバリウム・エラテリウム、おくら、カロトロピス・プロケラ、きゆうり、クロトン・ボンプランディア	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信	

		（新設）	
		（新設）	
		（新設）	
	（新設）	（新設）	
	（新設）	（新設）	
	（新設）	（新設）	